

令和2年 第1回定例会

# 筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

令和2年2月19日

筑西広域市町村圏事務組合

# 令和2年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会会議録目次

## 第 1 日 (2月19日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者	2
職務のため出席した者	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
諸般の報告	3
管理者提出議案の報告	3
議会運営委員長の報告	4
会期の決定	4
管理者の招集挨拶	5
一般質問	6
1. 三浦 譲君	6
議案第1号～議案第4号の上程、説明、質疑、採決	12
議案第5号の上程、説明、質疑、採決	19
議案第6号の上程、説明、質疑、採決	20
閉会中の継続審査の申し出について	31
閉 会	31

令和2年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

令和2年2月19日（水）午前10時開会

筑西市議会議事堂

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 1 号 筑西広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する  
条例の制定について  
議案第 2 号 筑西広域市町村圏事務組合職員定数条例等の一部改正について  
議案第 3 号 筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条  
例の一部改正について  
議案第 4 号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について  
（4案一括上程）
- 日程第 4 議案第 5 号 令和元年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第 6 号 令和2年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算
- 日程第 6 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（19名）

1番	谷田部 由 則 君	2番	大 山 和 則 君
3番	中 座 敏 和 君	4番	三 澤 隆 一 君
5番	森 正 雄 君	6番	保 坂 直 樹 君
7番	大 橋 康 則 君	8番	佐 藤 仁 君
10番	潮 田 新 正 君	11番	林 悦 子 君
12番	仁 平 正 巳 君	13番	尾 木 恵 子 君
14番	箱 守 茂 樹 君	15番	堀 江 健 一 君
16番	榎 戸 甲子夫 君	17番	三 浦 讓 君
18番	早 瀬 悦 弘 君	19番	稲 葉 里 子 君
20番	孝 井 恒 一 君		

欠席議員（1名）

9番 風 野 和 視 君

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者

管 理 者	須 藤 茂 君	副 管 理 者	小 林 栄 君
副 管 理 者	大 塚 秀 喜 君	常 任 幹 事	大 武 英 二 君
常 任 幹 事	関 口 貴 一 君	常 任 幹 事	柴 保 之 君
会 計 管 理 者	谷 中 茂 美 君	事 務 局 長	福 田 洋 君
事 務 局 長	杉 山 雄 一 君	事 務 局 企 画 財 政 課 長	須 藤 正 明 君
筑 西 遊 湯 館 長	齋 藤 唯 久 君	県 西 総 合 公 園 管 理 事 務 所 長	中 山 道 康 君
環 境 セ ン タ ー 所 長	築 田 貴 司 君	き ぬ 聖 苑 場 長	豊 口 勝 昭 君
消 防 本 部 長	杉 山 貞 夫 君	消 防 本 次 部 長	内 田 昭 彦 君
筑 西 市 長 公 室 秘 書 課 長	鈴 木 敦 史 君		

---

職務のため出席した者

事務局次長	宮 田 勝 人 君	事務局総務課係	事務局総務課係	事務局長補佐兼グループ長	増 渕 克 博 君
事務局総務課総務グループ係	岡 野 勇 君				

---

**◎開会の宣告**

**○議長（仁平正巳君）** これより令和2年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

---

**◎開議の宣告**

**○議長（仁平正巳君）** ただいまの出席議員は19名であります。よって、会議は成立いたしております。

これより本日の会議を開きます。

---

**◎会議録署名議員の指名**

**○議長（仁平正巳君）** 初めに、会議録署名議員を会議規則第73条の規定により、10番、潮田新正君、19番、稲葉里子君の両君を指名いたします。

---

**◎諸般の報告**

**○議長（仁平正巳君）** 地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

---

**◎管理者提出議案の報告**

**○議長（仁平正巳君）** 次に、本定例会に提出する議案につきましては、さきに管理者より送付されております。

[管理者配付文書]

筑広組発第129号

令和2年2月19日

組合議会議長 仁平正巳 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 須藤 茂

令和2年第1回組合議会定例会提出議案等の送付について

令和2年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会に、別記議案等を提出するため、別添のとおり送付いたします。

別 記

管理者提出議案等目録

(令和2年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会)

議案第1号 筑西広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に

	ついて
議案第2号	筑西広域市町村圏事務組合職員定数条例等の一部改正について
議案第3号	筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第4号	筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について
議案第5号	令和元年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）
議案第6号	令和2年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算

### ◎議会運営委員長の報告

○議長（仁平正巳君） 次に、本定例会の会期及び日程につきましては、去る2月14日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、保坂直樹君。

〔議会運営委員長 保坂直樹君登壇〕

○議会運営委員長（保坂直樹君） おはようございます。それでは、令和2年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会につきまして、議会運営委員会を開催いたしました結果についてご報告いたします。

まず、議事日程における日程第1は、会期の決定についてであります。本日1日と決定いたしております。

日程第2は、一般質問であります。

日程第3は、議案第1号 筑西広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてから議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

日程第4は、議案第5号 令和元年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）であります。

日程第5は、議案第6号 令和2年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算であります。

日程第6は、閉会中の継続審査申出についてであります。

以上、議会運営委員会において決定いたしましたので、議事の進行につきましては皆様の特段のご協力をお願い申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（仁平正巳君） 以上で報告を終わります。

### ◎会期の決定

○議長（仁平正巳君） これより議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎管理者の招集挨拶

○議長（仁平正巳君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。  
須藤管理者。

〔管理者 須藤 茂君登壇〕

○管理者（須藤 茂君） 改めまして、おはようございます。令和2年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多忙のところ今定例会にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、組合の事務事業について若干ご報告申し上げます。

筑西遊湯館の利用状況でございますが、令和2年1月末現在の利用者総数は18万5,944名で、前年度同期と比較すると0.28%減少となっております。夏場は利用者が減となりましたが、冬場は暖かい日が続いたことで増となっております。利用者につきましては、健康志向の意識の高まりから高齢者の利用割合が高くなっており、近年は障害のある方の利用も増えている状況でございます。

施設の利用促進を目的に実施しております各種カルチャー教室をはじめ、様々なイベント等につきましても多くの利用者から好評をいただいている状況でございます。

今後も利用者確保のため、各種イベント等を展開し、施設の魅力向上に向けて取り組んでまいります。

次に、県西総合公園でございます。令和2年1月末現在の来園者数は26万2,018名で、前年度同期と比較すると6.6%減少となっております。

今年度の事業につきましては、施設の植栽管理が順調に推移しており、茨城県の事業といたしまして、園路の不陸改修工事が行われ、樹木の剪定伐採や屋外への防犯カメラ設置も予定されており、さらなる防犯対策の強化につながるものでございます。

今後も来園者が快適にご利用いただけるよう、施設の適正な運営管理に努め、地球温暖化対策においても重要な位置づけがされている都市緑化推進のイベントを開催し、さらなる利用促進を図ってまいります。

次に、環境センターでございます。まず、令和2年1月末現在のし尿及び浄化槽汚泥の搬入量は3万204トンで、前年度同期と比較すると4%減少となっております。これは公共下水道の整備や人口減少によるもので、今後も減少は続くものと思われまます。

また、ごみ搬入量は5万1,841トンで、前年度同期と比較すると1.04%増加しており、昨年10月に発生した台風19号による災害廃棄物については、関係市と連携して処理を進めており、植物性漂着物等約290トンが適正に処理されたところでございます。

施設の老朽化対策といたしましては、し尿処理施設の基幹的設備改良工事を進めており、リサイクルプラザにおいても同様の工事を令和2年度に実施する予定でございます。また、ごみ処理施設につきましても、長寿命化総合計画の策定を進めており、基幹的設備改良工事による延命化対策に取り組んでいるところでございます。

次に、きぬ聖苑の火葬件数でございますが、令和2年1月末現在2,093件で、前年度同期と比較すると3.3%減少しておりますが、斎場使用件数は540件で、前年度同期より23.9%増加となっております。

施設管理につきましては、火葬棟の屋根及び外壁等の補修工事並びに2基の火葬炉内の耐火物全体的積替えを令和2年に実施する予定であり、計画的な修繕を進めているところでございます。

今後も故人の尊厳を重んじ、遺族や会葬者の心情に配慮した質の高い運営に努めてまいります。

また、消防関係でございますが、令和2年1月末現在、広域管内における火災件数は前年より25件減少し61件、うち建物火災は31件で、16件減少しており、火災による死者4名、負傷者10名が発生しております。また、救急出動件数については7,348件で、前年より155件減少し、搬送人員も6,812名で、159名の減少となっております。これからも質の高い救急サービスを提供していくために、救急隊員の養成や教育、高度資器材の配備、医療機関との連携充実に努めてまいります。

消防施設事業では、令和2年7月から筑西消防署川島分署が運用開始となります。川島分署では消防力強化のため、これまでの乗換え1隊運用から消防隊と救急隊の単独2隊運用に出場体制を改善させ、消火効率を大きく向上させるキャブス装置を搭載した災害対応特殊消防ポンプ自動車を配備することとしております。

続きまして、今定例会の提出案件について申し上げます。

条例議案が4件、補正予算案が1件、令和2年度予算案が1件でございます。令和2年度予算につきましては、構成3市の厳しい財政状況を踏まえ、組合の内部協議と3市の企画財政担当者並びに組合幹事会で協議を重ねて編成してまいりました。議案等の内容及び提案理由など詳細につきましては、各担当がご説明いたしますので、十分ご審議の上、賛成賜りますようお願い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございます。

---

## ◎一般質問

**○議長（仁平正巳君）** 次に、日程第2、一般質問であります。

この際、申し上げます。議事の都合により、一般質問についての各議員の発言は、答弁を含め60分以内、質問回数は一問一答方式を選択した場合は無制限、総括方式を選択した場合は3回以内といたします。

質問は、初めに登壇して行い、答弁の間及び再質問は質問席にてお願いをいたします。

また、議案質疑については、総括方式のみとし、発言は3回まで、答弁を含め45分以内といたします。



す。

それでは、通告に従い発言を許します。

17番、三浦 譲君。

[17番 三浦 譲君登壇]

**○17番（三浦 譲君）** 皆さん、おはようございます。それでは、早速質問させていただきます。

1番目は、木戸の廃棄物火災の件ですけれども、木戸というのは筑西市と下妻市のほぼ境付近にある場所です。そこで昨年の5月に家電廃棄物などの火災が起きました。消火までに16時間を要するというなかなか消えない火事で、テレビなどでも放送されましたけれども、同じような火災が常総市でもあって、向こうが大規模だったものですから、木戸のほうはマスコミに出る回数はちょっと少なかったかもしれませんが、全く同じ内容の火事でした。消火に当たった人はもちろん夜通しですから、夜通し、さらに次の日も目いっぱいかかっていますから、大変ご苦労さまでした。

地元の消防に当たった方からも、もう3回目があったら、これは行政の責任だということを強く言っております。ですから、この3回目は、既にもう2回起きているわけですけれども、3回目は絶対に火災を起こさせないということが必要なわけですけれども、そのためには様々な監視、規制が必要です。そこで、広域消防のほうでは県や市と一緒に当たっていると思いますけれども、その辺の状況がどうなのかということと、業者のほうの火災を起こさないための改善、これがどのようにされてきているかという点について伺います。よろしく願いいたします。

**○議長（仁平正巳君）** 三浦 譲君の質問に答弁願います。

杉山消防長。

**○消防本部消防長（杉山貞夫君）** ただいまの三浦議員さんの質問にお答えします。

先ほどお話ありましたけれども、まずこの場所につきましては、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律ということで、廃棄物に該当しないと、有価物であるというようなことが言われております。

また、同法の廃棄物に該当しない雑品を規制する有害使用済み機器にも該当しないというようなことを県のほうから聞いてございます。消防では、消防法第3条の屋外におけるみだりに存置されたものというものにも該当しないということでございまして、消防法の規制が非常に難しい状況でございます。

さらに、火災予防条例の指定可燃物というものにも該当がしないというため、条例の規制が難しい。それでは、そのままにしておくのかというふうなことがございますので、消防本部としましては火災予防条例の指定可燃物の規制に準じて集積面積500平米以下あるいはそれぞれの距離を3メートル以上、通路の確保、そういった火災が発生した場合に最小限にする指導を継続的に行っているところでございます。

また、火災を発生させないためには、それなりの設備が必要でございます。そういったことで、建物に設置義務となっている消防設備について、令和2年の1月24日、消防の設備検査ということで、

動力消防ポンプ、それから消火器、自動火災報知設備を設置し、検査に合格したところでございます。これによりまして、早期発見あるいは自分たちでの初期消火というものができるようになったというように感じております。

以上でございます。

**○議長（仁平正巳君）** 三浦 譲君。

**○17番（三浦 譲君）** 消防ポンプなどの設置で一定の改善はあるということですが、それで三度目の正直という言葉がありますけれども、そういうことがないようにしたいわけですが、二度あることは三度あるとも言われていますので、ここは抜かりなくやっていかなくてはならないわけですが、やはり何とんでも日頃の監視が、業者が手を抜かないための大きな抑制力になっていくのではないかとこのように思います。

それで、昨年の火災後、見回り、点検、指導などは、広域消防としてはどのように関わってきたか。これは月別に稼働状況というのをお願いしたいと思います。

**○議長（仁平正巳君）** 杉山消防長。

**○消防本部消防長（杉山貞夫君）** 答弁させていただきます。

消防、市役所環境課、消防防災課、茨城県の産業廃棄物対策課あるいは県西県民センターの環境保安課の立入調査等協力しながら、あるいは消防単独でも実施してまいりました。まず、令和2年の2月12日までに消防では、単独、合同を含めて24回実施しております。内訳につきましては、5月に1回、6月に4回、7月に3回、8月に3回、9月はありませんでした。10月に1回、11月に1回、12月に4回、1月に6回、2月に1回、合計24件の指導をしているところでございます。

以上でございます。

**○議長（仁平正巳君）** 三浦 譲君。

**○17番（三浦 譲君）** 場合によっては、月日がたつとその点検の回数が減るのではないかとこの心配もあるわけですが、1月に6回ということで、これは大変業者にとっては抑制力になっているのではないかなというふうに思います。引き続き手を抜くことなく、やはり業者に対しては監視するその回数が最も抑制力になると思いますので、やはり回数も大事ですので、県や市と一緒によろしくお願いをいたします。

また、単独でも行っているという話もさっきありました。非常に頼もしいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

次に、2点目の消防署の人員、消防長に引き続きよろしくお願いをいたします。この人員ですが、まず定数条例の関係ではどうなのかということで、変遷があるかどうか、よろしくお願いをいたします。

**○議長（仁平正巳君）** 杉山消防長。

**○消防本部消防長（杉山貞夫君）** ご答弁申し上げます。

定数条例というお話でしたけれども、平成13年度には条例制定が249名でございました。その後、期

限付特例ということで、平成26年度で283名まで増員されておりました。平成27年4月の条例改正によりまして、条例定数は300名となっております。参考までに、令和2年1月末現在の実員は295名でございます。

以上でございます。

**○議長（仁平正巳君）** 三浦 譲君。

**○17番（三浦 譲君）** 今回の質問で私は問題意識というのはどんなところにあるかということ、昨年、協和であった建物火災で、一番近い分署のほうでは救急車出動をしていたために、最も近い分署がすぐ駆けつけることができなかつたということで、近隣の分署から消防車が駆けつけたということがありました。これは、火災している付近の住民の目から見ると、地元の消防団のほう分署の消防車よりも早く駆けつけたという状況もありまして、近くの消防分署が何ですぐに駆けつけられないのかという疑問があったからなのです。やはりこれは生命、財産を守る立場からいうと、一刻も早く駆けつけたい。ところが、分署に配置されている人数、常駐の人数が十分ではないがために救急車と消防車のどちらも単独で出動することができない。どっちか一方という状況。そこを何とかならないのだろうかという問題意識を持って質問をしているわけですがけれども、現状では一つの分署で出動してれば、ほかのところでカバーしなければならないということがあるわけですがけれども、それらが計画的には当然どこで火災があってもすぐに駆けつけられるようになっているとは思いますがけれども、実情はどうなのかと。その配置状況について、まず伺います。

**○議長（仁平正巳君）** 杉山消防長。

**○消防本部消防長（杉山貞夫君）** 質問にお答えします。

現在当消防本部では、広域の10署所のうち4分署2出張所は車両乗換え運用をしております。乗換え運用をしている署所では、自署の消防隊または救急隊が災害出場している状況では、重複した災害が発生した場合には出場することができませんので、隣接する災害現場に最も近い署所から消防隊や救急隊を自動選択して出場させるシステムを導入しております。

建物火災がもし発生した場合には、指揮隊が1隊、消防車両が3隊、救助隊が1隊、計5隊を出動させるという自動出動システムを採用しております。ですから、地元が一番近い分署が出動できないということがあっても、隊数的には補充はしますけれども、やはり地元の消防団のほう早く着くということはあると思います。これについては、単独運用するためには相当の人員が必要となることから、現時点では効率、効果的な消防サービスの提供、広域内の均一合理化を図るために署所間の相互補完体制を強化しながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（仁平正巳君）** 三浦 譲君。

**○17番（三浦 譲君）** 現場ではすぐに出動したくてもできないという悔しさもあるかと思います。先ほど取り上げた協和での火災の場合は、折あしく強風が吹いていたもので、母屋や納屋も隣のうち

も全焼してしまったということから、住民感情からしてみれば、なおさら先ほど言ったような気持ちを抱くのは当然かというふうに思います。それを解決していくには、何といても人員体制だと思えます。合理化も必要です。

さらに、これから災害が激甚化することが予想されておりますけれども、そうなると一遍にあっちもこっちも隊員は出動しなくてはならないということにもなりかねないので、その辺の対応というのはどのように今お考えなのかをお尋ねいたします。

**○議長（仁平正巳君）** 杉山消防長。

**○消防本部消防長（杉山貞夫君）** お答えします。

災害が激甚化しているということで、昨年も台風15号、19号というようなことで、現実にそういった危惧されているわけでございますけれども、消防本部では様々な災害に備えるべく活動の規程、要綱、マニュアル等を策定し、大地震や風水害の大規模災害が発生した場合には、この規程に基づき災害対策本部を立ち上げるとともに、全職員を各署所に参集するなど、人命救助、救急搬送等の災害防衛活動に対応することとしております。

なお、広域内で発生した事案が管内の消防力では対応困難だと判断した場合には、速やかに茨城県消防相互応援協定に基づいて、県内各消防本部に応援要請を行うこととしております。常総市の災害におきましても、県内各消防本部、当筑西広域からも出動しましたけれども、そういった事例もございます。

さらに、その上の大規模な応援が必要な場合には、緊急消防援助隊の要請を行うこととしております。いずれにしても自分のところは自分で守ることが基本でございますので、先ほどの協和の火災のときのような場合に、強風時には先ほど言った5隊出場でなく、さらに増強した7隊出動であるとか、そういったものも常に検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

**○議長（仁平正巳君）** 三浦 譲君。

**○17番（三浦 譲君）** 分かりました。

次の質問ですけれども、今度は要するに消防隊員の人数と、人数はどっちみち増やさないと問題解決しませんけれども、それと今度は再任用との関わりで、要するに再任用がどんどん増えていくと、隊員の平均年齢としては上がっていくという問題が当然生じてまいります。これはどうなのだろうというのは、みんなの関心事であります。この辺は今後はどうなるのか。それと、少し長期的、中期的といえますか、その辺の計画的にはどうなのかを願います。

**○議長（仁平正巳君）** 杉山消防長。

**○消防本部消防長（杉山貞夫君）** 答弁申し上げます。

当消防本部の再任用につきましては、2月1日現在で短時間の再任用職員が2名でございます。消防本部総務課に配置しまして、現場活動以外の庁舎見学対応、火災調査資料の電子化あるいは救急講

習会への補助、立入検査、消防学校初任科の送迎等を行っております。今後の再任用につきましては、現在は2名ですけれども、令和2年度が通算で7名、3年度に6名、4年度が7名、5年度が11名、6年度は8名というような予定となっております。年度によって変動ありますが、徐々に再任用対象者が増加することが予想されており、さらに段階的な定年延長を考慮しますと、新規採用が抑制され、現場要員の確保あるいは60歳代職員の配属場所の割り振りの問題等も出てくると思われま

す。今後も現行条例制定の中で適正な人員管理を行いますけれども、定年延長の導入あるいは産前産後休暇、さらに育児休業の取得環境などの問題について、国、県の動向を注視しながら職員配置の効率化を図り、さらに調査、検討を重ねて適切に対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（仁平正巳君）** 三浦 譲君。

**○17番（三浦 譲君）** 分かりました。ますます再任用が増えていくということで、増えていくわけですけれども、先ほど消防長の答弁の中で通算令和2年度ならば7名と。通算というのは、要するに在勤する合計の人数と理解していいですか。

とすると、やはりどんどん人数は増えていくようです。そうすると、それだけではなくて、先ほどの育児休暇の取得だとか様々な形で出勤する人が減ってくると、やりくりが非常に大変になってくるというふうに思います。そうすると、私は今後高齢化の時代で救急車の出動は増えていくと思われているのです。それは先ほど市長の挨拶の中では、火事も、それから救急車も前年比では減っているという話でしたけれども、少し長い目で見れば、高齢化で救急車は増えていくのではないかと。すると、消防車の出動もなかなか大変になってくるということになってきます。

それで、消防隊員の人数を増やすということは、誰もが思っているわけですが、それはお金の問題ですので、なかなか簡単にいかないということです。私、管理者に、それから副管理者も、当然その辺のところは歯がゆい思いをされているのではないかなというふうに思うのですが、この人件費は各3市から財源としては繰り出されていて、3市の一般財源の中から出てくるわけです。地方交付税からその分が出てくるというふうに思うのですが、それを増やしてもらわないことには、どこの市でも出したくてもなかなかほかの部門に影響するので、出せないということになってくるわけです。

そこで管理者にお願いしたいのは、困っているのは別に筑西広域だけではないですので、県全体もそうですし、全国でもそうですから、やはりこの消防費の地方交付税分、人件費に使える分、これを上げてもらわないと、これからの時代にはそぐわないのではないかなというふうに思うのです。ほかの組合やいろんな地域とも共同でその声を広げていってほしいなど。簡単ではないと思いますが、広げていかないことには、いつまでたっても現場は苦しい思い。この辺いかがでしょうか。

**○議長（仁平正巳君）** 須藤管理者。

**○管理者（須藤 茂君）** 3市で構成しているものでございますから、副管理者兩名と3人でよく意見を調整したいと思うのですが、おっしゃるように再任用の方が多く出るということは、それだけ若

い人が採れないということで、人数が限られておりますので、採れないということでございますので、しかしながら救急その他につきましては若い人の力が必要でございます。そういうことを考えた場合、やはり今議員さんおっしゃったように、人数等はいろいろ規定で決まっておりますけれども、人数等は今後とも考えなくてはいけない。あるいはその予算等も考えなくてはいけない、このように思っているところでございます。しっかり3人で考えて皆様方にご報告申し上げたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（仁平正巳君）** 三浦 譲君。

**○17番（三浦 譲君）** ぜひ管理者、副管理者のリーダーシップをよろしく願いまして、質問を終わらせていただきます。

**○議長（仁平正巳君）** 以上で一般質問を終わります。

---

### ◎議案第1号～議案第4号の上程、説明、質疑、採決

**○議長（仁平正巳君）** 次に、日程第3、議案第1号 筑西広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてから議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてまで、以上4案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

まず、議案第1号及び議案第2号について、福田事務局長。

[事務局長 福田 洋君登壇]

**○事務局長（福田 洋君）** ご説明申し上げます。

議案第1号は、筑西広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてでございます。これは地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、新たに組合条例を制定するものでございます。

それでは、2ページをお開き願います。筑西広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例でございます。目次でございますが、第1章は第1条から第3条までで、総則でございます。一般的な条例と同様に、条例の趣旨や定義等を規定してございます。

第2章は第4条から第18条までで、改正後の地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定されますフルタイム会計年度任用職員に関する規定でございます。

第3章は第19条から第28条までで、改正後の地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定されますパートタイム会計年度任用職員に関する規定でございます。

第4章は、第29条及び第30条がパートタイム会計年度任用職員の費用弁償に関する規定でございます。

第5章は、第31条から第33条までがその他の規定として雑則を定めたものでございます。

中段以降について、逐条説明させていただきたいと思っております。

第1章、総則、第1条は、この条例の趣旨でございます。地方公務員法及び地方自治法に基づき会計年度任用職員に給与等を支給する根拠規定でございます。

第2条は、用語の定義についてでございます。地方公務員法に規定する会計年度任用職員でございますが、1週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員と同じ者をフルタイム会計年度任用職員とし、勤務時間の短い者をパートタイム会計年度任用職員とするものでございます。

次に、第3条は、会計年度任用職員の給与の定義でございます。基本的な手当関係につきましては、勤勉手当を除いて、常勤職員と同様に支給されますが、地方自治法上、パートタイム会計年度任用職員につきましては、給与ではなく報酬として支給する点など、フルタイムとは若干異なる点がございます。すみ分け規定となっております。

3ページをお願いいたします。第2章でフルタイム会計年度任用職員の給与でございます。第4条は、この条例の最後に別表として規定しております会計年度任用職員用の給料表に基づき支給するものでございます。なお、この給料表につきましては、行政職給料表一の1級の給料表でございます。

第5条は、勤務の基準について、「定型的又は補助的業務」と定めるものでございます。

第6条は、給料表の号給の決定方法について、規則で定める基準により任命権者が決定する規定でございます。

第7条は、給料の支給方法について、常勤職員の給与条例に準じるものとする規定でございます。

第8条は、地域手当についての規定でございます。初めにご説明申し上げましたが、手当関係につきましては、基本的に常勤職員と同様に支給いたしますので、それぞれ常勤職員の給与条例に準じる規定となっております。

第9条は通勤手当について、第10条は時間外勤務手当についてでございます。この条から第12条までの規定につきましては、勤務時間条例が関係しているため、常勤職員の給与条例の条文の読替規定をそれぞれ規定してございます。

4ページ、5ページをお開き願います。4ページの第11条は、休日勤務手当についての読替規定でございます。読替規定の表中、上から2段目につきましては、常勤職員の給与条例中に筑西市の勤務時間条例を引用する条項がございますため、そのまま筑西市の勤務時間条例を引用するものでございます。

第12条は、夜間勤務手当についてでございます。

第13条の宿日直手当につきましては、パートタイム会計年度任用職員には支給されない手当となっております。

第14条は、勤務1時間につき支給する時間外手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合の1円未満の端数処理について定めるものでございます。

5ページをご覧ください。第15条は、期末手当についてでございます。基本的に支給対象となる職員は、その任期を6月以上の者としておりますが、再度の任用により、通算で6月以上となる場合に

は支給対象となるものでございます。

第16条は、特殊勤務手当についてでございます。

第17条は、勤務1時間当たりの給与額の算出方法でございますが、計算方法につきましては、常勤職員の給与条例と同じものとなっております。

第18条は、勤務時間中に勤務しないときの給与の減額についてでございますが、こちらも常勤職員の給与条例と同じものになってございます。

6ページ、7ページをお開き願います。6ページからは、第3章のパートタイム会計年度任用職員の給与についてでございます。パートタイム会計年度任用職員につきましては、期末手当を除き、全て報酬として支給いたすもので、この条例におきましては、それぞれ「何々の報酬」または「何々に係る報酬」と呼称してございます。

第19条は、パートタイム会計年度任用職員の報酬を定めるもので、第1項では月額を、第2項では日額を、第3項では時間額をそれぞれ規定するものでございます。

第20条は、時間外勤務に係る報酬についてでございますが、常勤職員と同様の支給割合を規定してございます。なお、これ以降の各種手当に相当する報酬等につきましても、基本的に常勤職員と同様の支給方法としているところでございます。

7ページ中ほどの第21条は、休日勤務に係る報酬についてでございます。

第22条は、夜間勤務に係る報酬についてでございます。

8ページ、9ページをお開き願います。8ページの第23条は、勤務1時間当たりの報酬額を算定する場合に生じる1円未満の端数処理についてでございます。

第24条は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員に支給する期末手当についてでございます。基本的には、フルタイム会計年度任用職員と同様に常勤職員の給与条例に準じて支給するものでございますが、パートタイムの場合は、月額報酬のみならず、日額や時間額での報酬もあり得ることから、基礎額の算出方法を規定しております。

第25条は、特殊勤務に係る報酬についてでございます。

第26条は、報酬の支給方法について定めるものでございます。日額や時間額での報酬等に対応する規定のため、フルタイム会計年度任用職員の規定とは少し異なる規定となっております。

9ページをご覧ください。第27条は、勤務1時間当たりの報酬額の算出方法について定める規定でございますが、基本的には第19条でご説明させていただきましたパートタイム会計年度任用職員の基本の報酬額を基準にそれぞれ算出するものでございます。

また、第2項には、次の第28条に規定しております報酬の減額方法について、それぞれこの第27条を準用する規定を設けているところでございます。

その第28条の勤務時間中に勤務しないときの報酬の減額につきましては、フルタイム会計年度任用職員と同様の取扱い方法を規定しているものでございます。



次に、第4章のパートタイム会計年度任用職員の費用弁償についてでございます。第29条は、通勤手当に相当する費用弁償についての規定でございますが、常勤職員の給与条例に準じて支給するものでございます。

第30条は、公務のための旅行に係る費用弁償についての規定でございますが、筑西広域市町村圏事務組合職員の旅費に関する条例に準じて支給するものでございます。

10ページをお開き願います。第5章の雑則でございます。第31条は、管理者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤職員との権衡や職務の特殊性などを考慮して、管理者が別に定めるものとするものでございます。

第32条の休職者の給与でございますが、その取扱いにつきましては無給とする規定でございます。

第33条は、規則への委任についての規定でございます。

最後に、附則でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

最後になります。11ページから13ページまでの別表（第4条関係）行政職給料表は、第4条の説明におきましても触れさせていただきましたが、会計年度任用職員専用の給料表で、行政職給料表一の1級の給料表でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合職員定数条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開き願います。筑西広域市町村圏事務組合職員定数条例の一部を改正する条例でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の規定による会計年度任用職員制度に係る事項について所要の改正をお願いするものでございます。

2ページをご覧ください。第1条は、筑西広域市町村圏事務組合定数条例の一部を改正するものでございます。内容といたしましては、定数条例上、職員定数に含まない者を明確にするものでございます。

第2条は、筑西広域市町村圏事務組合職員の育児休業に関する条例の一部を改正するものでございます。内容といたしましては、初めに第7条の改正でございますが、会計年度任用職員につきましては、期末勤勉手当のうち勤勉手当を支給しないため、育児休業中の職員の勤勉手当に関する規定から、会計年度任用職員を除外するための規定を整備するものでございます。

次に、第8条の改正でございますが、育児休業から復職した職員の号給の調整につきましても、会計年度任用職員を除外するものでございます。

次に、第18条の表の改正でございますが、第18条にございます給与条例の読替えをする表から、任期付短時間勤務職員のための読替規定を削除するものでございます。

また、第21条の改正でございますが、部分休業している会計年度任用職員の給与額の減額については、この条例により減額するのではなく、会計年度任用職員の給与条例に基づき減額させるための規

定を整備するものでございます。また、育児休業中の会計年度任用職員につきましては、適用外とするものでございます。

続きまして、下段の第3条といたしましては、筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正するものでございます。内容といたしましては、会計年度任用職員にも特殊勤務手当を支給することから、この条例の第1条であります趣旨規定に、議案第1号の会計年度任用職員の給与条例を加えるものでございます。

続きまして、3ページをご覧ください。第4条は、筑西広域市町村圏事務組合の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものでございます。内容といたしましては、技能労務職、いわゆる現業職として会計年度任用職員を採用した場合においても、ほかの会計年度任用職員と同じ給与条例を基準とし、給与を支給するために第2条の給与の種類に追加する改正でございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日を令和2年4月1日からとするものでございます。

なお、参考といたしまして、4ページ、5ページに新旧対照表を掲載してございますので、ご参照いただければと存じます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（仁平正巳君）** 続いて、議案第3号について、杉山消防長。

〔消防本部消防長 杉山貞夫君登壇〕

**○消防本部消防長（杉山貞夫君）** 議案第3号 筑西広域市町村圏事務組合特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、令和元年6月25日に開催されました第25回筑西広域管内救急高度化推進委員会におきまして、その名称を筑西広域メディカルコントロール協議会に変更されたことに伴いまして、筑西広域市町村圏事務組合特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正が必要になったため改正するものでございます。

2ページをお開き願います。改正概要につきましては、当該条例の第1条第9号及び第10号並びに別表第3及び第4のうち、当該委員会の各委員の名称を筑西広域メディカルコントロール協議会委員及び筑西広域メディカルコントロール協議会専門部会委員とそれぞれ改めております。

3ページ以降に新旧対照表をつけましたので、ご参照願えればと思います。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（仁平正巳君）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

---

再開 午前11時00分

**○議長（仁平正巳君）** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第4号について、福田事務局長。

〔事務局長 福田 洋君登壇〕

**○事務局長（福田 洋君）** ご説明申し上げます。

議案第4号は、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。今回の改正といたしましては、3点ほどございます。

まず、1点目といたしましては、令和元年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴う条例改正でございます。

次に、2点目でございますが、令和元年6月14日に公布されました成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正でございます。

そして、3点目でございますが、平成29年5月に公布されました地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、令和2年度より新たに創設されます会計年度任用職員制度の導入に伴う改正でございます。

なお、改正案につきましては、各改正の趣旨ごと、施行年月日及び適用年月日をそれぞれ設ける必要がございます関係で、同じ給与の条例改正でございますが、それぞれ条立てとし、改正するものでございます。

それでは、2ページをご覧いただきたいと思っております。筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。第1条でございますが、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。主に人事院勧告に基づく改正をお願いするもので、民間給与との格差を是正するため、初任給を高卒程度で1,500円、大卒程度で2,000円を引上げ、これを踏まえ、若年層の30代半ばまでの職員が在職する号俸についての給料表を改正し、給料月額を平均0.1%程度引き上げるものでございます。

また、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、12月に支給されました勤勉手当の支給率を0.05月分引上げ、一般職員は0.975月分に、特定幹部職員は1.175月分とし、賞与の年間支給月分を4.5月とするものでございます。

続きまして、3ページからは給料表の改正でございます。別表第3は行政職給料表で、6ページまで。7ページから10ページまでが別表第4で、消防職給料表の改正となります。行政職で若年層の職員が在職する1級から5級までの号給にて、2,000円から200円の範囲内で、消防職で1級から6級までの号給にて、2,200円から200円の範囲内で引き上げるものでございます。

次に、11ページをお開き願います。第2条による職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴いまして、成年後見人制度の成年被後見人等の人権が尊重され、不当に差別されないよう欠格事由の規定を削除するとともに、現行条文中の字句のルビを外し、ルビなしに変更するものでございます。

続きまして、中ほどの第3条による職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、人事院勧告に基づく来年度以降に係る住居手当及び勤勉手当の改正でございます。住居手当につきましては、支給対象となる家賃額及び手当額の引上げと、第1条で引き上げた12月賞与の勤勉手当0.05月分の支給率を別々に規定された6月支給と12月支給に2分の1ずつ振り分ける改正でございます。

さらに、附則の上でございます第22条の改正でございますが、こちらは令和2年4月1日から施行される会計年度任用職員制度に向けて、非常勤職員等の給与の条文を会計年度任用職員の給与に改正するものでございます。

最後に、附則でございますが、第1条は、本条文の施行は公布の日から施行し、第3条及び附則第5条は、令和2年4月1日から適用するものでございます。

第2条は、改正後の組合職員の給与に関する条例については、平成31年4月1日から適用するものでございます。

第3条は、第2条の改正後の規定は、令和元年12月14日から適用するものでございます。

第4条は、今年度既に支給されている改正前の支給済みの給与は、改定後の給与の内払いとみなすものでございます。

第5条は、住宅手当月額が2,000円を超えて減額となる職員につきましては、令和3年3月31日までの1年間の所要の経過措置といたしまして、旧手当額を支給するものでございます。

第6条は、組合規則への委任でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（仁平正巳君）** 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

**○議長（仁平正巳君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本4案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○議長（仁平正巳君）** ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、議案第1号 筑西広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（仁平正巳君）** 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 筑西広域市町村圏事務組合職員定数条例等の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仁平正巳君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仁平正巳君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仁平正巳君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（仁平正巳君） 次に、日程第4、議案第5号 令和元年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

福田事務局長。

〔事務局長 福田 洋君登壇〕

○事務局長（福田 洋君） ご説明申し上げます。

議案第5号は、令和元年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）でございます。

1 ページをご覧ください。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

今回の補正予算の概要でございますが、環境センターし尿処理施設基幹的設備改良事業における令和元年度循環型社会形成推進交付金の年度間調整に伴う交付金の減額補正及び繰越金の増額補正をお願いするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げたいと存じますので、10ページ、11ページをお開き願います。2、歳入でございます。款3 国庫支出金、項2 交付金、目1 衛生費交付金、補正前の額958万1,000円に対し、補正額115万円を減額し、補正後の額843万1,000円とするものでございます。これは、環境センターし尿処理施設への循環型社会形成推進交付金の減額でございます。

款6 項1 目1 繰越金、補正前の額3億3,877万6,000円に対し、補正額115万円を増額し、補正後の額を3億3,992万6,000円とするものでございます。これは、前年度繰越金の増額により対応するものでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。3、歳出でございますが、今回の補正が歳入財源の振替の

みのため、歳出予算の補正はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○議長（仁平正巳君）** 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

**○議長（仁平正巳君）** 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○議長（仁平正巳君）** ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第5号 令和元年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（仁平正巳君）** 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

**○議長（仁平正巳君）** 次に、日程第5、議案第6号 令和2年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

福田事務局長。

〔事務局長 福田 洋君登壇〕

**○事務局長（福田 洋君）** それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。

令和2年度筑西広域市町村圏事務組合予算書をお願いいたします。予算書の表紙を含めまして、4枚ほどめくっていただきますと、1ページがございます。そちらをお願いいたしたいと思っております。

議案第6号 令和2年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ90億3,425万1,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年度の組合予算につきましては、管理者のご挨拶の中にもございましたが、構成3市の厳しい財政状況を踏まえ、組合はじめ3市の企画財政担当並びに組合幹事にて協議を重ね、情報交換、連携を図りながら分賦金抑制を主眼に取り組んできたところでございます。

大変恐縮ではございますが、2枚戻していただきまして、令和2年度予算総括表をお願いいたします。一般会計の本年度予算額は90億3,425万1,000円で、前年度より28億7,360万2,000円、46.6%の増となっております。

下段の表は分賦金の負担割合でございます。

令和2年度に分賦金でございますが、次のページをお願いいたします。令和2年度分賦金一覧表でございます。区分欄の1の議会総務費、(1)議会費から下のほうになりますが、4の消防費まで、合計9項目がございますが、これらの積み上げが下の太線枠の組合合計欄の金額となります。結城市でございますが、16億3,732万9,000円で、前年度対比4億4,005万3,000円、36.8%の増。筑西市では33億1,673万2,000円で、同じく8億4,270万4,000円、34.1%の増。桜川市につきましては11億6,932万5,000円で、同じく1億2,243万9,000円、11.7%の増となっております。合計で61億2,338万6,000円、前年度対比14億519万6,000円、29.8%の増となっております。増額の要因といたしましては、環境センターのし尿処理施設費並びにごみ処理施設費の事業費の増によるものでございます。

なお、桜川市の増額幅が少なくなっておりますが、これはし尿処理施設の基幹的設備改良事業が要因となっているもので、し尿処理につきましては結城市と筑西市の2市による共同処理する事務であることからでございます。

歳入予算に占める分賦金の割合は67.8%となっておりますが、東日本大震災に係る震災復興特別交付税措置によりまして14億5,125万円余りが交付税措置されることから、実質分賦金は4,605万円の減とも考えることができます。

それでは、一般会計予算の概略につきましてご説明申し上げます。予算書4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。消防救急無線・指令センター整備負担金、限度額1億3,028万5,000円は、平成28年度から稼働し耐用年数がおおむね5年となる指令センターのコンピューター機器

について、令和2年度から令和4年度までの3カ年で更新するため、県内20消防本部で負担割合に基づき計算した額となっております。

次に、第3表の地方債でございますが、起債の目的別で7事業ございます。総額10億9,490万円をお願いするものでございます。

まず、し尿処理施設基幹の設備改良事業債で限度額1億9,130万円は、充当率100%と75%でございます。

次に、し尿処理施設予備貯留槽設置工事債で限度額3億1,060万円は、充当率75%でございます。

リサイクルプラザ基幹の設備改良事業債で限度額3,740万円は、充当率90%でございます。

次に、消防施設整備事業債で限度額4,530万円は、充当率75%でございます。

消防救急無線・指令センター共同整備事業債で限度額4,590万円は、充当率100%でございます。

次に、消防車両購入事業債で限度額1億3,780万円は、充当率90%でございます。結城消防署の13メートルブームつき多目的消防ポンプ車と高規格救急車の更新に係るものでございます。

最後に、筑西消防署川島分署建設事業債で限度額3億2,660万円は、充当率75%でございます。各事業それぞれの起債の方法、利率、償還の方法は、こちらに記載してございますとおりでございます。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書、2の歳入でございます。款1項1分賦金14億519万6,000円の増は、先ほど申し上げましたとおりでございます。

続きまして、款2使用料及び手数料、項1使用料の166万5,000円の減額は、きぬ聖苑斎場使用料144万3,000円の減が主なものでございます。

次に、下のほうにございます項2手数料105万3,000円の減額は、環境センターのし尿処理及びごみ処理手数料が微減となっているものでございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。款3国庫支出金、項2交付金、目1衛生費交付金7億6,615万1,000円は、環境センターのし尿処理施設及びごみ処理施設リサイクルプラザの基幹の設備改良事業に対する国からの循環型社会形成推進交付金でございます。どちらも今年度に工事が集中することから、前年度に対しまして大きく増えているものでございます。交付率は3分の1でございます。

款4県支出金、項2県委託金、目1県西総合公園委託金3,267万6,000円及び款5財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入103万9,000円は、前年度と同額でございます。

款6項1目1繰越金4億3,809万3,000円は、消防費で前年度に対し3,000万円余りの減額となりましたが、清掃費の環境センターごみ処理施設費において、前々年度における売電料及び鉄くず等の売却益の増額と、前年度の契約差金などによりまして1億円強の増額となっております。

次に、下のほうにございます款7諸収入、項2雑収入1億3,234万9,000円でございますが、1枚めくっていただきまして、13ページの説明欄並びに15ページの説明欄にございますように、各施設における雑収入でございます。前年度に対し1,518万8,000円の減でございますが、これは環境センターの鉄くず等売払いの相場が下落傾向にあることから、このような形の予算となっております。



款 8 項 1 組合債10億9,490万円につきましては、第 3 表、地方債のところで詳細をお話しさせていただいておりますので、省略させていただきたいと存じます。

続きまして、歳出に入らせていただきます。16ページ、17ページをお開きいただきたいと思います。款 1 項 1 目 1 議会費190万2,000円は、組合議会臨時会の開催回数を増やした関係で微増となっております。

続きまして、中ほどの款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 1 億4,534万4,000円は、組合全般の健全運営を図るための事務局関連の予算でございますが、右ページ説明欄で二重丸の職員給与関係経費 1 億3,125万2,000円が90.3%と大きなウエートを占めております。前年度に対し職員の退職手当特別負担金及び公共施設等総合管理計画策定委託料などの減額により、716万9,000円の減となっております。

次に、18ページ、19ページをお願いいたします。18ページの目 3 筑西遊湯館費 1 億8,872万4,000円は、筑西遊湯館管理運営費で、施設修繕計画策定委託料の減などによりまして491万6,000円の減額となっております。

20ページ、21ページをお願いいたします。款 3 土木費、項 1 公園費、目 1 県西総合公園費8,074万5,000円及び款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 病院群輪番制事業費2,793万8,000円は、ほぼ前年度並みとなっております。

下のほうになりますが、款 4 衛生費、項 2 清掃費、目 2 のし尿処理施設費19億3,575万2,000円は、前年度に対し17億3,777万円の増額でございますが、この伸びにつきましては、23ページの説明欄をお願いいたします。中段より下の二重丸、し尿処理施設基幹的設備改良事業で別添の令和 2 年度主要事務事業の概要の 6 ページに掲載してございます 3 カ年事業の最終年度となる循環型社会形成推進交付金並びに東日本大震災に係る震災復興特別交付税措置を活用した基幹的改良事業により13億7,055万2,000円の増と、その下の二重丸、し尿処理施設各槽整備事業で、令和 2 年度主要事務事業の概要の 7 ページに掲載してございます長寿命化総合計画に基づき、老朽化した各種水槽の防食塗装などを実施し、施設の延命化を図る事業で 4 億1,415万円の増によるものでございます。

次に、22ページの下段、目 3 のごみ処理施設費ですが、29億8,867万5,000円は、年間約 6 万トンに上りますごみ処理費用と施設設備の維持管理、補修費等でございますが、一般会計の33.1%を占めるものでございます。

また、前年度に対し10億3,217万6,000円の増は、1 枚めくっていただきまして、25ページの説明欄をお願いいたします。下のほうにございます二重丸、ごみ処理施設基幹的設備改良事業の11億3,149万円によるもので、令和 2 年度主要事務事業の概要の11ページに掲載しております 2 カ年事業の最終年度となる循環型社会形成推進交付金並びに東日本大震災に係る震災復興特別交付税措置を活用したりサイクルプラザ基幹的設備改良事業によるものでございます。

順序が逆になりますが、ごみ処理施設関係経費におきましては、ごみ焼却施設の循環型社会形成推

進交付金を活用した基幹的設備改良事業を考慮いたしまして、ボイラー定期点検整備委託の縮小減額、需用費の工業薬品等で主電極・補助電極の中国での排出抑制対策後の増産体制が整ったことによる減額などによりまして、7,223万2,000円の減額となっております。

次に、24ページ下段の項3火葬場費、目1きぬ聖苑費1億6,399万9,000円は、前年度に対し276万1,000円、1.7%ほど伸びております。令和2年度主要事務事業の概要の13ページ、14ページに掲載してございます施設延命化のための3年計画で実施してまいりました火葬炉の耐火物全体積替えによる大規模改修工事と、建屋の雨漏り屋根掛け替え改修工事の最終年度でございます。

26ページをお願いいたします。中ほどにございます款5項1消防費、目1消防総務費27億486万1,000円は、前年度に対し2億3,117万1,000円の増となっております。一般会計の29.9%を占めておりますが、そのうち27ページの説明欄の下のほうにございます二重丸、職員給与関係経費が22億1,031万1,000円で、81.7%を占めている状況でございます。

また、消防運営事務費で、老朽化した消防庁舎の空調設備及び水回り改修工事を、さらには消防車両購入事業で結城消防署の35メートルはしご車に代わり13メートルブームつき多目的消防ポンプ車、高規格救急車等の車両の更新等をしてまいります。

次に、28ページ、29ページをお願いいたします。下のほうにございます目3消防庁舎建設費の筑西消防署川島分署建設事業では、4億5,387万6,000円となっております。本年7月の竣工予定でございます。

次に、30ページをお願いいたします。款7項1公債費は3億3,987万9,000円、前年度に対しまして1,953万2,000円、5.4%の減でございます。筑西遊湯館建設債で1億1,219万9,000円、筑西消防署建設債及び消防車両購入債で2億2,499万3,000円、この2つで99%を占めている状況でございます。

款8項1目1予備費は、前年度と同額となっております。

以上で議案第6号の一般会計予算の概略の説明を終わらせていただきますが、今年度につきまして主要事務事業の概要を併せて提出させていただいてございますので、ご参考いただければ幸甚でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（仁平正巳君）** 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

16番、榎戸甲子夫君。

〔16番 榎戸甲子夫君登壇〕

**○16番（榎戸甲子夫君）** 16番、榎戸でございます。では、早速質問したいと思いますが、収入の説明欄、13ページ、熔融スラグ（ごみ処理施設）39万円を収入として見込んでおられますが、以前からこの熔融スラグに関しましては、一般質問等でやった経緯がございまして、では熔融スラグ売却のほかに最終処分料がどれくらいかかっているか。その前年対比、これまでの2、3年の経緯をご答弁願

いたいと思います。

次に、25ページの委託料、エレベーター保守点検、それと同じく29ページ、委託料、エレベーター保守点検、あともう一つ、戻って19ページのエレベーター保守点検。金額的に、私もこういう仕事に携わっておりますので、果たしてこの保守点検等がどういう形で予算編成しているのか。当然入札制度を取って決定はしていると思うのですが、その辺をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（仁平正巳君）** 榎戸甲子夫君の1回目の質疑に答弁願います。

築田環境センター所長。

**○環境センター所長（築田貴司君）** 榎戸議員さんの質問に答弁させていただきます。

最終処分ということですが、今手元に用意した資料では、まず最終処分量についてお答えしたいと思います。平成25年度以降の5年間で見ますと、まず平成25年度の最終処分量が合計6,296トン、これは……

〔「金額だけでいい」と言う人あり〕

**○環境センター所長（築田貴司君）** 金額だけでよろしいですか。金額になりますと、ちょっと平成30年度と処理経費、では金額だけ。最終処分委託料、これ平成26年度から平成30年度までの数字を読み上げさせていただきます。平成26年度が1億7,263万9,383円、平成27年度1億4,862万7,000円、平成28年度9,347万6,963円、平成29年度1億7,092万7,802円、平成30年度1億8,630万6,524円、以上です。

**○議長（仁平正巳君）** 須藤事務局企画財政課長。

**○事務局企画財政課長（須藤正明君）** それでは、榎戸議員さんの質疑にご答弁申し上げたいと思います。

エレベーターの保守点検ということですので、まずエレベーターにつきましては、消防本部に1基、環境センターのほうで3基ございます。契約の方法でございしますが、随意契約としております。環境センターと消防を合算したものを同じメーカーのエレベーターを使用しておりますので、そちらと随意契約を締結しております。整備内容につきましては、月ごとの点検、こちらを年間でするので12回実施しているところでございます。

以上でございます。

**○議長（仁平正巳君）** 榎戸甲子夫君。

**○16番（榎戸甲子夫君）** まず、スラグの件ですが、最終処分費用に対してスラグに、熔融スラグ、いわゆる1トン1円ではありますが、最終処分費を削減するという意図があるわけですから、築田さんも私のかつての質問を聞いていますよね。ですから、私が望みたいのは、この熔融スラグをどんどん排出して、一般建材に混じるようなそういう方向性、そういう政策、そういう方向にいかないと、いつまでたっても処分費用が減らないわけです。世の傾向として一般ごみの環境センターにかかわる

費用は増大しているのは分かりますが、それと同じような努力を、お宝ですから、最終処分にするものできないもののできるものがあります、その努力次第によってはもっともこの3市の土建業者さんたちとの提携をして、溶融スラグを増やすということ。額は少なくとも、しかしその額に見合う以上の焼却燃料の最終処分料が減るということを知ってもらわなくては困ります。それは答弁は結構ですから、そういうことを促して、ぜひお願いいたします。

次に、エレベーターですが、今随契と聞いてびっくりしたのですが、今エレベーターの基数が消防庁舎1基でしょう。遊湯館も1基でしょう。環境センターは3基でしょう。4基ですよ。総額幾らです、これ。私が言いたいのは、我々議会はただのほほんとして数字を見ているわけではないのです。エレベーターの保守点検に1基に20万前後の保守点検あり得ますか。月1回点検をする。ばらしてとかではなくて、点検というのはどういう点検しているかおおよそ見当はつくのです。エレベーターの保守点検というのは。年に1回ぐらいはそれ相当の経費をかけるみたいですが、ただ金額的に競争原理を働かせないで随契でやっているということに、私はちょっと不安を感じたのです。

ですから、今後我々は主に目のつけ方として、今まではあまりにも漠然とこの数字を見てきましたが、エレベーターとなればおおよそ今使っているこの4、5台ですか、それで1,000万近いお金を排出するというのは、どうも腑に落ちないわけで、今世は緊縮財政に向かっている状況でもありますから、さあこういったことに関して、ほかの予算編成にあたって、やはり入札、そういうことをやっぱり考えなければいけないと思うのですが、いかがですか。

**○議長（仁平正巳君）** 榎戸甲子夫君の2回目の質疑に答弁願います。

須藤事務局企画財政課長。

**○事務局企画財政課長（須藤正明君）** それでは、榎戸議員さんの2回目のご質疑にご答弁申し上げたいと思います。

まず初めに、遊湯館のエレベーター漏れておりましたので、改めて1基ということで訂正させていただきたいと思います。

それと、契約の方法につきましては、当初全て日立のメーカーでございますので、ほかのメーカーでは難しいのかな、困難なのかなということで随意契約にて契約してまいりましたが、ご指摘のとおり入札ということも検討していく方向で今後考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（仁平正巳君）** 榎戸甲子夫君。

**○16番（榎戸甲子夫君）** 最後ですね。施工メーカーが日立だから、日立に関連して保守点検は任せるとするのは、これは分かります。でも、私の心配し過ぎか、なれ合いもあるのです、世の中には。あなた方がやっているとは言いませんよ。保守点検というと、競争原理が働かないわけです、随契ですと。それと、あなた方がその見積りを見たときに、どんなふうに見積りを通していいのか。我々議会人は、見た瞬間に、私はエレベーターの仕事もたまにやりますから、保守点検とってこんな莫大

な費用がかかるのかということもこれは頭に浮かぶわけです。

ですから、もちろん私もこういう立場であれば、今後こういった数字にはもっと目ざとく目を配らせて、3施設とも近いですから時には見に行きましょうし、そういうことをお話ししながら私の質問をやめますが、できれば随契が多いようございませうが、やはり競争原理を働かせてもう少しメーカー直結は致し方ないというのは、それはごもっともな一つの流れということでは理解はしていますが、でもそうかといってメーカーの言いなりになると、こういう数字になってしまうということ。だったら、参考にほかのメーカーに見積りを依頼してもいいわけではないですか。

では、あなた方が今抱えている施設内の全部の、あるいはこの市庁舎のエレベーター等、比較対照できるものはたくさんあるわけですから、そういうものを検証しながら本当にこれで妥当なのかということ、そういうことをあなた方がやっていただかないと、我々は非常にふんまんやる方ないわけですから、次の議会を楽しみに待っていますので、ひとつそういうふうに頑張ってください。

以上です。

**○議長（仁平正巳君）** 答弁はよろしいですか。

**○16番（榎戸甲子夫君）** はい。

**○議長（仁平正巳君）** 4番、三澤隆一君。

[4番 三澤隆一君登壇]

**○4番（三澤隆一君）** 私は、これ主要事務事業概要の10ページに書いてあります、予算書では25ページの下段になると思うのですが、冒頭管理者のほうから厳しい財政状況だということ、それ当然なのですが、お話ありました。それで、私なりにちょっと要点をつかんでいないところもあるのですが、疑問に思ったところを幾つか質問させていただきます。

まず、この10ページのごみ処理施設基幹的設備改良事業についてなのですが、例えば先ほどご説明ありました6ページのし尿処理施設基幹的設備改良と、また11ページのリサイクルプラザの基幹的設備改良事業のほうでは、交付金にプラスして災害復興特別交付税というのが使われているということで、これ非常に大きく事業費が削減されているというふうに思うのですが、私、以前は下妻広域のほうで同じような案件をちょっとお伺いして、災害復興特別交付税は令和2年までが期限ということだけは頭に入っていたので、この部分を見て、この事業費が87億円ということで非常に大きいなという思いがあります。

それで、ここに書いてあるのが16年経過して老朽化が進んでいるので、延命化を図るというふうに書いてあるのですが、これには災害復興特別交付税は使えなかったのかなというふうに思って、ちょっと過去のものを読み返して、私なりに調べてみたのですが、平成25年の会議録のほうに、環境センターのごみ処理施設についての当時の管理者のコメントとして、平成15年から10年が経過し、設備の老朽化が進んでおり、経費を抑制するためには施設の延命化が必要であると、同じようなことが書いてあります。16年と10年の違いだと思うのですが、それでそのためには国庫補助を最大限に利用

すると。また、循環型社会形成推進地域計画並びに長寿命化計画の策定も併せて計上するというふうにあるのですが、そこで私なりの視点でちょっと質問させてもらいますが、10ページのこの事業に関して25年からということであると、時間的にちょっと余裕があったのではないかと私は思うのですが、この復興特別税が利用できたものなのかできなかったのか、そこら辺ちょっと分からないのですけれども、その点について教えていただきたいと思います。

それともう一つなのですが、これも先ほどご説明ありました主要事務事業概要の6ページのし尿処理施設基幹的設備改良事業13億8,700万円と7ページの、これがし尿処理施設各槽整備事業4億9,700万というふうにあります。これも細かく読ませていただいたのですが、私の感覚ではこの延命化という部分が同じように見えて、この事業をどうしてこれ一緒にできなかったのかなど。一緒に事業を行えば、その分コストも削減できるのではないかというふうに思いましたので、その点についてもお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

**○議長（仁平正巳君）** 三澤隆一君の1回目の質疑に答弁願います。

築田環境センター所長。

**○環境センター所長（築田貴司君）** 議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、平成25年当時の延命化という内容についてであります。その当時、環境センターにおけるその延命化という形は、まず基幹的設備のボイラー関係の大規模な補修、それを年次点検の中に組み込んで今後やっていくというような方針であったと認識しております。それに対しまして、その後国の交付税措置に加えて、大震災の震災復興特別交付税措置が設定されましたので、今現在令和2年度までに間に合う範囲でし尿処理施設と、それからリサイクルプラザの基幹改良工事をこの制度に併せて準備をして実施に向けてまいりました。

それと、平成25年度以降で余裕があったのではないかというご指摘ですが、その当時様々な施策でありますとか、そういった情報をいろいろ集約してはいたのですが、これを使って大規模な改修工事を行うというところまで至っていなかったというのが正直なところでございます。

それから、し尿処理施設の基幹的設備改良事業と、それから各槽の防食工事、これが同じ長寿命化という形で一緒にならなかったのかという内容ですが、これを災害復興特別交付税措置に併せて急遽大急ぎで準備を進めてまいりました。その中で最初の工事概算というのが約14億ということだったので、これを循環型社会形成推進計画に組み込みまして、国のほうにまず申請をいたしました。それを進めていた年のほぼ年末に、実はその地下貯留槽というのがたくさんあるのですが、これは以前から内部の防食工事を新たにすべきだということがあったのですけれども、プラントメーカーの点検の中で年度当初ではまだ大丈夫であろうと言われていたものが、11月、年末近くになって貯留槽の一つの中で内部のライナーといいまして、これは防水の層ですけれども、これが大量に剥がれているのが発見された。それで緊急に中を全部空けて点検をしたところ、やはり予測以上に腐食が進んでいて、中にはバキュームカーが通る真下ですので、これはかなり負荷がかかるのですが、そののは

りにまでコンクリートに腐食が進んでいた部分も見つかりまして、これは急遽できるだけ早く防食工事を行わなければいけないという判断をさせていただいたわけでございます。

その中でこの工事を基幹改良工事に含めるかどうかという流れは検討はしたのですが、単独で行うという形になったわけでございます。

以上です。

○議長（仁平正巳君） 三澤隆一君。

○4番（三澤隆一君） 説明はよく分かったのですが、最初のそのごみ処理施設のほうなのですけれども、この大規模改修はまだその時期ではなかったということですか。

それともう一つ、先ほどの2つ目の質問で、プラントメーカーのほうでオーケーだと言ったときに、さらにこの間に合わなかったということによろしいのでしょうか。

○議長（仁平正巳君） 三澤隆一君の2回目の質疑に答弁願います。

築田環境センター所長。

○環境センター所長（築田貴司君） 2回目の質問にお答えいたします。

ごみ処理施設のメンテナンスに関しましては、プラントメーカーに委託をしている、運転管理も含めて委託をしているわけでありまして、それと別に基幹的設備改良というのは、計画以前の段階でメーカーに対してどのようなプランがあるかという呼びかけはしていたようではあります、なかなか具体的な施策が出てこなかったというのも計画が遅れた一つの要因だとは思いますが。

それと、し尿処理施設のほうですけれども、プラントメーカーに点検をさせたということで、これ地下貯留槽を含めましていろんな処理段階の槽がございます。それを一つ一つ確認することは非常に困難でありまして、場合によっては1週間程度し尿の搬入を止めなくてはいけないという制約がございましたので、毎年1回だけ槽の一番底にたまっている汚泥を清掃する際に目視点検等を行っていたという状況です。ですから、正確に申し上げれば、精密な点検をするべきであったとは思いますが、毎年定例で行っている年次の点検の中で発見が遅れたというところが実情かと思えます。

以上です。

○議長（仁平正巳君） 三澤隆一君。

○4番（三澤隆一君） 分かりました。内容をよく理解できました。先ほどらいで私言わせてもらっているのですが、3市どこも財政状況はかなり厳しいと思いますので、今後できるだけ関係機関からの情報を基に積極的に進めていただければなというふうに思います。これは要望ですので、回答は結構です。

以上です。

○議長（仁平正巳君） 答弁はよろしいですか。

○4番（三澤隆一君） はい、大丈夫です。

○議長（仁平正巳君） 5番、森 正雄君。

〔5番 森 正雄君登壇〕

○5番（森 正雄君） 質問させていただきます。

先ほど1号議案で会計年度の任用職員の関係で承認という形になりましたけれども、この条例、4月から運用開始ということになるわけでありましてけれども、事務局のほうでこの予算の中で会計年度任用職員、4月以降何人ぐらい予定しているのか、その辺をお伺いいたします。あとは質問席で。

○議長（仁平正巳君） 森 正雄君の1回目の質疑に答弁願います。

福田事務局長。

○事務局長（福田 洋君） 森議員さんのご質問にご答弁申し上げます。

会計年度任用職員でございますが、現在再任用職員の採用をしてございますので、今のところ会計年度任用職員を採用する予定はございません。

○議長（仁平正巳君） 森 正雄君。

○5番（森 正雄君） そうしますと、今臨時で、今ちょっと聞き取れなかったのですが、もう一回いいですか。申し訳ないです。

○議長（仁平正巳君） 福田事務局長。

○事務局長（福田 洋君） 会計年度任用職員として採用予定者はございません。また、今臨時のご発言ございましたけれども、臨時の職員も今現在はございません。

○議長（仁平正巳君） 森 正雄君。

○5番（森 正雄君） 分かりました。採用するにあたって、会計年度任用職員というのは条例定数に勘案されないということは承知しているわけですがけれども、市長の冒頭の挨拶の中にもありましたけれども、非常に財政状況、構成市町村厳しいという中で担当者の皆さんも分賦金を拠出するにあたって十分検討なさってきたのでしょうかけれども、随分この予算が膨らんでいると。いろいろな事業が重なってということでもありますけれども、とりわけ経常経費、いわゆる人件費等そういったもののコスト意識といたしまししょうか、経常経費の適正な執行といたしまししょうか、そういったところをしっかりと認識した中で事務執行あるいは事業の執行をしていただきたいというふうな思いを強く持っているところであります。その辺管理者の考え方といたしまししょうか、思いをお伺いいたします。

○議長（仁平正巳君） 森 正雄君の2回目の質疑に答弁願います。

須藤管理者。

○管理者（須藤 茂君） 3市の財政が厳しいということで、先ほどもさせていただきましたけれども、ここ2年か3年は連続して前年度より下げてまいったのですけれども、それも職員のほうで、あるいはその担当者が努力して下げるときは下げてきたわけですがけれども、今年ちょっと上がってしまったのですが、どこの市も3市厳しい財政状況の中でやっているわけですから、今言いましたように、人的な再任用、人的再任用ですがけれども、そのほかの経費につきましてはしっかりと私もあと2人の副管理者も考えていきたいと思っているところでございます。いろいろありましたら議員の皆様方に



またご相談申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（仁平正巳君） 森 正雄君。

○5番（森 正雄君） 3回目です。管理者、ありがとうございました。これから再任用、先ほど答弁の中にもありましたけれども、多くの再任用が見込まれるわけであるわけでありますから、いわゆるこの会計年度任用職員との兼ね合い、そういったところあるいは正職員との兼ね合い、その辺もはっきり調整といたしましょうか、計画的に採用していただくといいということをお願いしたいと思えます。要望です。

○議長（仁平正巳君） ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第6号 令和2年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計予算について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仁平正巳君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（仁平正巳君） 次に、日程第6、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件につきましては、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長から継続審査の申し出があったものであります。

お諮りいたします。本件について、委員長の申し出のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） ご異議なしと認め、委員長の申し出のとおり決しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（仁平正巳君） 以上で、今定例会に付託されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和2年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （ 正 午 ）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和2年2月19日

議 長 仁 平 正 巳 ⑩

署 名 議 員 潮 田 新 正 ⑩

署 名 議 員 稲 葉 里 子 ⑩